

吸收合併に係る事前開示書面

2021年2月16日

株式会社エスクリ

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

吸收合併に係る事前開示書面

(存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

2021年2月16日

東京都港区西新橋二丁目14番1号

興和西新橋ビルB棟

株式会社エスクリ

代表取締役 渋谷 守浩

東京都港区西新橋二丁目14番1号

興和西新橋ビルB棟

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

代表取締役 渋谷 守浩

株式会社エスクリ（以下「存続会社」といいます）と株式会社エスクリマネジメントパートナーズ（以下「消滅会社」といいます）は、2021年2月15日、合併契約を締結し、2021年4月1日を効力発生日とし、吸收合併（以下「本件合併」といいます）を行うこといたしました。

本件合併に関し、会社法及び会社法施行規則に定める事項は、以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙1記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社と消滅会社は完全親子会社の関係にあり、本件合併において株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類に関する事項

【存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・2020年7月15日に、融資枠として新たに以下を主要な借入条件とするシンジケート方式によるコミットメント契約を締結いたしました。
極度金額：60億円
コミットメント期間：2020年7月20日から2021年7月16日
資金使途：運転資金
エージェント及びアレンジャー：三井住友銀行
返済方法：期日一括返済
担保：無
- ・2020年4月から9月の6ヶ月間で、民間金融機関等から合計6,048百万円の借入れを実施いたしました。
- ・2020年8月3日に、SBIファイナンシャルサービス株式会社に対して、第三者割当による新株式の発行（発行株式数：普通株式1,800,000株、発行価額：1株につき334.4円、発行価額の総額：601,920,000円）を実施し、その結果SBIファイナンシャルサービス株式会社が当社の主要株主である筆頭株主となりました。
- ・2020年7月31日、当社の主要株主であった有限会社ブロックスから、株式会社ティーケーピーに対して当社普通株式1,700,000株が譲渡されたため、株式会社ティーケーピーが当社の主要株主となり、有限会社ブロックスは当社の主要株主ではなくなりました。
- ・2021年2月15日開催の取締役会において、同年3月25日開催の臨時株主総会における特別決議による承認を条件として、三井住友ファイナンス＆リース株式会社に対して第三者割当によるA種種類株式の発行（発行株式数：A種種類株式3,000株、発行価額：1株につき1,000,000円、発行価額の総額：3,000,000,000円）を実施することを、決議いたしました。
- ・2021年2月15日開催の取締役会において、同年3月25日開催の臨時株主総会における決議に基づくA種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を2,358,839,100円、資本準備金の額を2,316,839,100円減少することを、決議いたしました。

【消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等
別紙3記載のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併の効力発生日までに、消滅会社の負債の額は資産の額を上回ることが見込まれるもの、本件合併の効力発生後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件合併後における存続会社の債務について履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示します。

以上

別紙1 合併契約書（写）

別紙1

吸収合併契約書（写）

株式会社エスクリ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリマネジメントパートナーズ（以下「乙」という。）は、2021年2月15日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号）株式会社エスクリ

（住所）東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号）株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

（住所）東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなか

ったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有する。

2021年2月15日

甲： 東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷守浩 ㊞

乙： 東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ
代表取締役 渋谷守浩 ㊞

別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,227,380千円で、その主なものは、挙式・披露宴施設のリニューアルに伴う工事代金であります。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金および運転資金として金融機関から短期借入金300,000千円、長期借入金400,000千円の資金調達をいたしました。

(3) 働き方改革の取組み

当社グループは、働き方改革の取組みとして、「女性活躍」「健康経営」の2点について推進しております。

① 女性活躍

女性が自分らしく働くことができる環境をつくるため、女性活躍推進施策をすすめてまいりました。その結果、2018年には厚生労働省の女性活躍推進法に基づく認定制度「えりばし」の認定を受け、2020年には経済産業省と東京証券取引所が共同で女性活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」にて「準なでしこ」に選定されました。

② 健康経営

「従業員の健康と幸福が企業活動の基盤である」との考えのもと、従業員の健康促進をすすめてまいりました。2018年に「Escript健康経営」を宣言し、代表取締役社長が健康経営推進責任者として推進体制を構築しました。その結果、2018年および2019年に2年続けて東京都より「東京都スポーツ推進企業」、スポーツ庁より「スポーツエールカンパニー」に認定されました。また、2020年には経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」の認定を受けました。



(4) 財産および損益の状況

区分	第14期 (2017年3月期)	第15期 (2018年3月期)	第16期 (2019年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	29,477,263	31,700,236	33,302,830	31,430,384
営業利益(千円)	1,343,089	1,950,003	2,191,481	1,546,777
経常利益(千円)	1,224,232	1,830,753	2,123,041	1,499,314
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	713,204	665,855	1,078,028	455,866
1株当たり当期純利益(円)	59.89	55.72	90.01	38.79
純資産(千円)	5,945,668	6,479,517	7,316,002	7,478,971
総資産(千円)	26,560,173	27,104,055	25,114,109	23,228,775

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	100,000千円	100.0%	ブライダル関連事業
株式会社渋谷	80,000千円	100.0%	建築不動産関連事業

(6) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

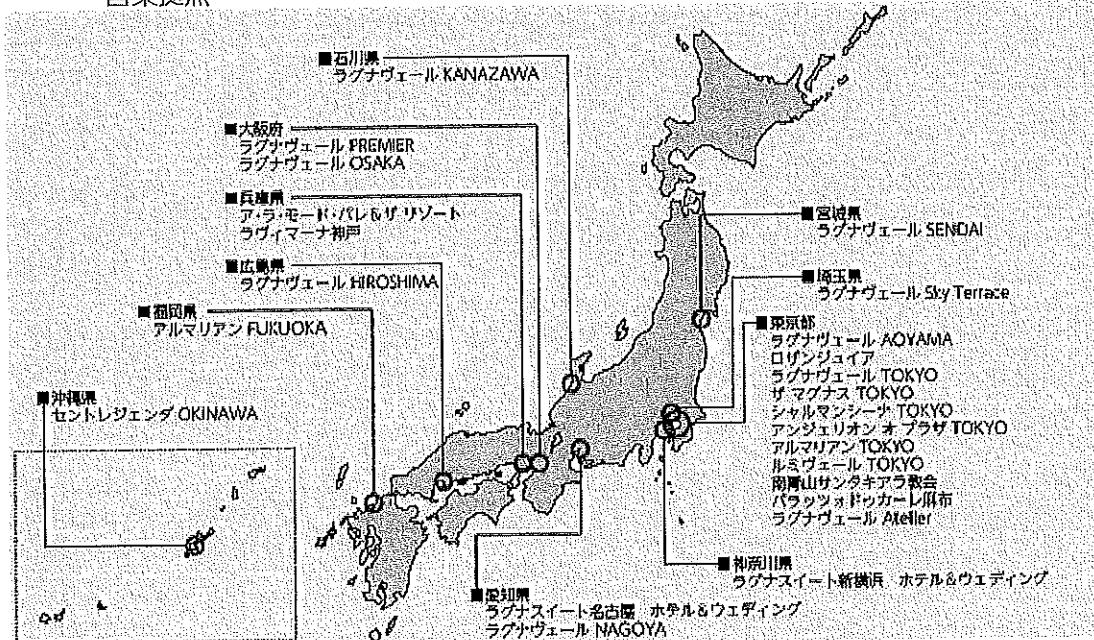
区分	主要な事業内容
ブライダル関連事業	挙式・披露宴の企画および運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建築不動産関連事業	内外装工事の請負および設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区

営業拠点



② 子会社

・株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

本社 東京都港区

営業拠点 栃木県小山市、富山県富山市、福井県(福井市、越前市、敦賀市)

徳島県徳島市、大分県別府市

・株式会社渋谷

奈良県桜井市

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
ブライダル関連事業	1,133名 (437名)
建築不動産関連事業	54名 (0名)
全社(共通)	34名 (10名)
合計	1,221名 (447名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	315名 (84名)	12名増	34.9歳	4.2年
女性	761名 (301名)	44名増	29.5歳	3.8年
合計または平均	1,076名 (385名)	56名増	31.1歳	3.9年

区分	従業員数
ブライダル関連事業	1,042名 (375名)
全社(共通)	34名 (10名)
合計	1,076名 (385名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,196,130千円
株式会社三菱UFJ銀行	958,864千円
株式会社みずほ銀行	574,318千円
株式会社中京銀行	451,790千円
株式会社千葉銀行	430,550千円
株式会社広島銀行	400,000千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
 2. 当社および当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額 | 1,200,000千円 |
| 借入実行残高 | 300,000千円 |
| 差引額 | 900,000千円 |

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
岩本博	代表取締役会長兼最高経営責任者	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ代表取締役会長 株式会社ビーロット社外取締役
渋谷守浩	代表取締役社長兼最高執行責任者	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長 株式会社エスクリマネジメントパートナーズ代表取締役社長
後藤健	取締役	—
木村喬	取締役	やまと税理士法人代表社員 株式会社ペルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員 フィンテックグローバル株式会社社外取締役
秋山逸郎	常勤監査役	—
中山寿英	監査役	株式会社みなとグローバル代表取締役 中山寿英会計事務所所長 株式会社シンクロ・フード社外監査役
吉澤尚	監査役	漆間総合法律事務所副所長

- (注) 1. 取締役後藤健氏および取締役木村喬氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 常勤監査役秋山逸郎氏は、当社の財務経理部に在籍し、財務、経理業務に携わってきた経験があります。
3. 監査役中山寿英氏および監査役吉澤尚氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中山寿英氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項および定款第31条第2項ならびに第40条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (2名)	128,000千円 (7,200千円)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	13,200千円 (7,200千円)
合 (う ち 社 外 役 員)	7名 (4名)	141,200千円 (14,400千円)

- (注) 1. 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年10月15日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第9期定期株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

氏 名	取締役会	監査役会	活 動 状 況
	出席回数	出席回数	
取締役 後 藤 健	21回/21回中	一	培ってきた事業経営の知見・経験に基づき、取締役会において適宜、助言、提案等を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に寄与しております。
取締役 木 村 喬	21回/21回中	一	公認会計士および税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。
監査役 中 山 寿 英	21回/21回中	16回/16回中	公認会計士および税理士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。
監査役 吉 澤 尚	21回/21回中	15回/16回中	弁護士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。

- (注) 1. 「取締役および監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 2. 当社では取締役会に欠席した取締役および監査役に対し、事前に議案資料を送付のうえ、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長および事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配および配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、2020年3月期の業績に鑑み、2020年3月31日を基準日とする1株当たりの配当金を8円00銭（中間配当金は支払い済みの8円00銭、年間配当金は合計16円00銭）とさせていただきます。

-
- (注) 本事業報告中の記載金額、数値および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半については雇用環境の改善を背景として概ね緩やかな回復基調で推移しました。個人消費についても緩やかな持ち直しが続いていたものの、消費税率引き上げ後に駆け込み需要の反動による落ち込みがみられたことに加え、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響などにより、先行きは非常に不透明な状況といえます。

当社グループは、施設のスタイルにこだわらず、東京23区および政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴施設を運営する当社の他、地方などの新たな地域でブライダル事業を運営する株式会社エスクリマネジメントパートナーズ、並びにグループ内における挙式・披露宴施設等の内装工事を請け負う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループは、主たる事業であるブライダル関連事業において、新規開業した施設が業績に貢献いたしましたが、その一方で、新型コロナウイルスの感染リスク拡大により、多数の挙式披露宴が翌年度以降に延期となりました。また、事業規模から挙式披露宴に比べて影響は少ないものの、一般宴会、レストラン、ホテルにつきましても、例年に比べて稼働が著しく低下しました。

この結果、当社グループの主力事業であるブライダル関連事業の売上高が大幅に減少し、当連結会計年度の業績は、売上高31,430百万円（前期比5.6%減）、営業利益1,546百万円（同29.4%減）、経常利益1,499百万円（同29.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益455百万円（同57.7%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

1. ブライダル関連事業

前連結会計年度に開業した広島市および渋谷区の2施設が通期稼働し、業績に貢献いたしました。一方で、新型コロナウイルスの感染リスク拡大により2月下旬から3月中旬に予定されていた挙式披露宴約1,000件のうち、400件余りが翌年度以降に延期となりました。

その結果、ブライダル関連事業の売上高は28,115百万円（前期比1.9%減）、セグメント利益は2,480百万円（同17.8%減）となりました。

2. 建築不動産関連事業

前連結会計年度には大型の不動産リノベーション物件の販売があったため、減収となりました。その結果、建築不動産関連事業の売上高は3,314百万円（前期比28.4%減）、セグメント利益は135百万円（同52.1%減）となりました。

対処すべき課題

当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダル業界では、ターゲット顧客層である結婚適齢期人口の減少や未婚率の上昇、および披露宴の少人数化に伴う組単価の低下や他分野の事業会社の新規参入等、ますます競合状況が激しくなっております。そのような業界状況の中、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的に企業価値を高めるために、以下の課題に対処してまいります。

1. 感染症に対する取り組み

当社グループの主たる事業であるブライダル関連事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の状況及び、政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛要請等を受け、運営する全施設を臨時休業いたしました。これにより売上高が著しく減少する一方で、人件費、家賃などの固定費は発生しております。営業再開後も一定期間は、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生などにより売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、必要な運転資金枠の確保は、経営の安定化を図るために最重要課題であり、既に当面の運転資金は調達しておりますが、今後の様々な状況を想定し、新規の資金調達枠についても検討を進めています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止及び従業員の安全を考慮し、始業前及び実務開始前の検温、出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけております。各婚礼施設においては、消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営しております。

2. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指すうえで、優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒の採用および中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出および対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

3. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいりますが、一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題であると認識しております。運営受託やコンシェルジュデスクをはじめとしたサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立等を検討してまいりたいと考えております。

4. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約9割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社の創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

5. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現するために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

株式の状況（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	45,648,000株
(2) 発行済株式の総数	11,986,500株（自己株式277,932株を含む）
(3) 株主数	5,765名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
有 限 会 社 プ ロ ツ ク ス	3,050,000株	26.04%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,097,391株	9.37%
岩 本 博	1,028,900株	8.78%
吉 岡 裕 之	511,500株	4.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	501,400株	4.28%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	387,600株	3.31%
株式会社S H I B U T A N I ホールディングス	250,000株	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	211,300株	1.80%
木 下 圭 一 郎	183,500株	1.56%
岩 本 真 弓	180,000株	1.53%

（注）持株比率は自己株式（277,932株）を控除して計算しております。

新株予約権の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年3月31日現在)

	名称	保有者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	権利行使期間
取締役	2013年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権	1名	1,013円	25個	普通株式 2,500株	2016年3月29日から 2023年6月25日まで
	2019年2月19日開催の取締役会決議による新株予約権	1名	648円	800個	普通株式 80,000株	2021年2月20日から 2029年2月19日まで

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
2. 保有者に社外取締役および監査役は含まれておりません。
3. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。
4. 上記のうち、2019年2月19日開催の取締役会決議により交付された新株予約権は、当事業年度末日後に800個すべてが失効しております。

(2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員および従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

	名称	交付者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	権利行使期間
当社従業員	2020年2月18日開催の取締役会決議による新株予約権	15名	770円	800個	普通株式 80,000株	2022年2月19日から 2030年2月18日まで

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
2. 保有者に社外取締役および監査役は含まれておりません。
3. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。
4. 交付された上記新株予約権は、当事業年度末日後に800個すべてが失効しております。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役および使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「内部通報規程」に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、人事総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討および情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性および効率性の確保に努める。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応およびリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令および定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

(2) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況および業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。

(3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

(4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りです。

主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が21回出席いたしました。その他、監査役会は16回開催いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,499,289	流動負債	8,464,918
現金及び預金	4,130,218	支払手形及び買掛金	1,072,953
受取手形及び売掛金	263,475	短期借入金	300,000
完成工事未収入金	184,383	1年内返済予定の長期借入金	1,874,221
販売用不動産	816,508	未払金	1,004,761
商品及び製品	272,243	前受金	2,356,589
原材料及び貯蔵品	71,839	未払法人税等	283,740
未成工事支出金	25,070	その他	1,572,651
その他の	759,337	固定負債	7,284,886
貸倒引当金	△23,785	社債	330,000
固定資産	16,729,486	長期借入金	3,781,772
有形固定資産	11,118,444	リース債務	548,464
建物及び構築物	8,778,317	資産除去債務	2,544,095
工具、器具及び備品	774,130	その他	80,554
土地	940,926	負債合計	15,749,804
リース資産	561,485	純資産の部	
建設仮勘定	31,596	株主資本	7,481,017
その他の	31,988	資本剰余金	607,879
無形固定資産	46,678	資本利益剰余金	565,879
のれん	231	自己株式	6,499,745
その他の	46,447	その他の包括利益累計額	△192,485
投資その他の資産	5,564,362	その他有価証券評価差額金	△4,809
敷金及び保証金	3,679,405	為替換算調整勘定	△127
繰延税金資産	1,569,273	新株予約権	△4,681
その他の	343,216	純資産合計	2,763
貸倒引当金	△27,532	負債純資産合計	7,478,971
資産合計	23,228,775		23,228,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(单位：千円)

科 目		金 額	
売上原価	高価		31,430,384
売上総理費	利 益		13,485,943
売上一般管理費	益		17,944,440
売上業外収益	益		16,397,662
販賣業受取成金	益		1,546,777
受助損	金入他	15,705	
そぞ害の賠償	入	20,416	
營業外費用	他	26,896	
受助損	入	11,421	74,440
營業外払手	息料料失他	64,763	
支支金災害	失	987	
そ経常	他	2,536	
特新別	益	26,808	
特減損	益	26,808	121,904
			1,499,314
		53	53
		750,198	750,198
税金等調整前税及期	純事業	573,332	749,168
法人税、人税等	税額益	△280,030	293,301
法當期	利		455,866
親合会社株主に帰属する当期純利益	益		455,866

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	606,988	564,988	6,208,963	△64,041	7,316,899
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	890	890			1,780
剰余金の配当			△165,084		△165,084
親会社株主に帰属する当期純利益			455,866		455,866
自己株式の取得				△128,443	△128,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	890	890	290,781	△128,443	164,118
当 期 末 残 高	607,879	565,879	6,499,745	△192,485	7,481,017

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	247	△4,666	△4,418	3,521	7,316,002
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					1,780
剰余金の配当					△165,084
親会社株主に帰属する当期純利益					455,866
自己株式の取得					△128,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△375	△14	△390	△758	△1,149
当 期 変 動 額 合 計	△375	△14	△390	△758	162,969
当 期 末 残 高	△127	△4,681	△4,809	2,763	7,478,971

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

E S C R I T H A W A I I I N C.

愛思禮婚禮股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社ストーリア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリア

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

③たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。
なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、および賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～35年
---------	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完工工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)、その他の工事については工事完成基準によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,020,864千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資その他の資産のその他（株式）	173,568千円
3. 当社および連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライイン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。	
当座貸越極度額およびコミットメントライイン契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	900,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
ラグナヴェール SENDAI I	事業用資産	建物及び構築物他	509,811千円
ラグナスイート新横浜 ホテル&ウェディング	事業用資産	建物及び構築物他	180,207千円
ラグナヴェール AOYAMA	事業用資産	建物及び構築物他	18,157千円
セントミッシェル ガーデンウェディング	事業用資産	建物及び構築物他	2,958千円
ハワイ	事業用資産	建物及び構築物他	25,877千円
台湾	事業用資産	建物及び構築物他	13,187千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグループ化を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	691,983千円
工具、器具及び備品	42,134千円
リース資産	6,309千円
その他	9,772千円
合計	750,198千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.9%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,982,000株	4,500株	—	11,986,500株

(注) 増加株式は、新株予約権の行使によるものになります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	71,280千円	6.00円	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年11月12日取締役会	普通株式	93,804千円	8.00円	2019年9月30日	2019年12月9日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月29日取締役会	普通株式	93,668千円	利益剰余金	8.00円	2020年3月31日	2020年6月16日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 24,100株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にブライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに完工工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,130,218千円	4,130,218千円	
(2) 受取手形及び売掛金	263,475千円	263,475千円	
(3) 完成工事未収入金	184,383千円	184,383千円	
(4) 敷金及び保証金	3,679,405千円	3,635,372千円	△44,033千円
資産計	8,257,482千円	8,213,449千円	△44,033千円
(1) 支払手形及び買掛金	1,072,953千円	1,072,953千円	
(2) 短期借入金	300,000千円	300,000千円	
(3) 未払金	1,004,761千円	1,004,761千円	
(4) 未払法人税等	283,740千円	283,740千円	
(5) 社債 (注) 1	390,000千円	386,302千円	△3,697千円
(6) 長期借入金 (注) 2	5,655,994千円	5,708,939千円	52,945千円
(7) リース債務 (注) 3	642,854千円	638,925千円	△3,929千円
負債計	9,350,304千円	9,395,622千円	45,318千円

- (注) 1. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。
 2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
 3. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 (4) 敷金及び保証金
 これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 (5) 社債、(6) 長期借入金
 固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行及び借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期の市場金利に連動していること、また当社の信用状況に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。
 (7) リース債務
 元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	638円52銭
2. 1株当たり当期純利益金額	38円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の借入)

当社は、2020年4月21日および2020年5月26日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、資金の借入を実行しました。当該借入の内容は次のとおりであります。

1. 資金の借入の理由

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を鑑み、手元資金を厚くしておくことで経営の安定性を高めることを目的としております

2. 資金の借入の概要

- (1) 借入先 : 株式会社三井住友銀行 他
- (2) 借入総額 : 3,250百万円
- (3) 借入金利 : 基準金利+スプレッド
- (4) 借入時期 : 2020年4月、2020年5月
- (5) 借入期間 : 1~10年
- (6) 担保等の有無 : 無担保・無保証

(追加情報)

(会計上の見積もり)

新型コロナウイルス感染拡大の状況および、政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛要請等を受け、当社は対象エリアの直営施設を臨時休業しておりました。

その後、緊急事態宣言が全国へ拡大されたことに対応し、当社グループが運営する全施設を当面の間、臨時休業することにいたしました。

当該状況は、収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考えております。当連結会計年度末における当社グループの翌期以降の業績に与える新型コロナウイルス感染拡大の影響については、2020年6月頃まで継続し、2020年7月以降は緩やかに回復し、2020年秋頃に収束に向かうと想定しております。また新型コロナウイルスの感染リスクの拡大により2020年2月以降に予定されていた挙式披露宴のうち、一定数が延期していることにより、例年と比較して受注残高が積み上がっております。

当社は、当連結会計年度においては上記の仮定条件に基づいて固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っております。この結果、240,387千円の減損損失を計上したことに伴い、累計で750,198千円の減損損失を計上しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流动資産	3,424,183	流动負債	6,808,653
現金及び預金	2,460,848	買掛債	623,385
売掛金	80,249	1年内返済予定の長期借入金	1,384,901
原材料及び貯蔵品	121,057	債務	63,556
前払費用	440,675	入金	947,554
その他の	340,719	費用	300,000
貸倒引当金	△19,366	税人費	657,155
固定資産	16,117,366	税	275,586
有形固定資産	8,541,671	受取手	143,986
建物	7,135,621	の負債	2,178,403
構築物	291,830	債	103,039
車両運搬具	11,433	金	131,084
工具、器具及び備品	694,347	他	5,878,725
建設仮勘定	4,752	固定	330,000
リース資産	403,685	社債	2,945,460
無形固定資産	42,716	期借入	392,320
ソフトウエア	42,716	債	2,154,220
投資その他の資産	7,532,977	金	56,724
関係会社株式	1,629,787	資本	6,851,407
長期前払費用	11,888	本益	607,879
関係会社長期貸付金	1,133,000	資本	565,879
敷金及び保証金	3,447,343	本利	565,879
繰延税金資産	1,450,026	準備	5,870,134
その他の	12,870	利益	5,870,134
貸倒引当金	△151,937	その他	5,870,134
資産合計	19,541,549	利益	△192,485
		新株予約権	2,763
		純資産合計	6,854,170
		負債純資産合計	19,541,549

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売上原価	高価利益		25,338,395
売上総費用及び一般管理費	利益		9,276,244
販売費及び一般管理費	益		16,062,151
営業外取扱	益		14,641,658
受助受取成取	息入金他		1,420,492
受助受取成取	収益	14,611	
受助受取成取	取扱	20,000	
受助受取成取	金保の費用	8,071	
受助受取成取	用利数	4,939	
受助受取成取	利息料	47,622	
業外支払融資	料	54,856	
支金支災害	料	2,536	
支金支災害	失	987	
支金支災害	他	25,899	
支金支災害	益	7,113	91,392
支金支災害	損		1,376,722
常別新	利益		
常別新	入益	53	53
常別新	失		
関係倒損	入益	115,209	
貸減引損	損	151,937	
税引前当期純利益	損	715,038	982,185
法人税、住民税及び事業税	利		394,590
法人税等調整	益	512,035	
当期純利益		△272,284	239,750
			154,839

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	606,988	564,988	564,988	5,880,380	5,880,380	△64,041	6,988,316
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	890	890	890				1,780
剰余金の配当				△165,084	△165,084		△165,084
当期純利益				154,839	154,839		154,839
自己株式の取得						△128,443	△128,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	890	890	890	△10,245	△10,245	△128,443	△136,908
当期末残高	607,879	565,879	565,879	5,870,134	5,870,134	△192,485	6,851,407

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,521	6,991,837
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		1,780
剰余金の配当		△165,084
当期純利益		154,839
自己株式の取得		△128,443
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△758	△758
当期変動額合計	△758	△137,667
当期末残高	2,763	6,854,170

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、および賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
----	--------

構築物	6年～20年
-----	--------

工具、器具及び備品	2年～20年
-----------	--------

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,942,988千円
2. 保証債務 他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	309,860千円
計	309,860千円
3. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。	
コミットメントライン契約の総額	700,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	400,000千円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	292,164千円
関係会社に対する短期金銭債務	167,194千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引	
売上高	18,777千円
売上原価	226,232千円
販売費及び一般管理費	194,260千円
営業外収益	14,374千円

2. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
ラグナヴェール SENDAI	事業用資産	建物及び構築物他	516,674千円
ラグナスイート新 横浜 ホテル&ウ エディング	事業用資産	建物及び構築物他	180,207千円
ラグナヴェール AOYAMA	事業用資産	建物及び構築物他	18,157千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	666,918千円
工具、器具及び備品	34,291千円
リース資産	6,309千円
その他	7,519千円
合計	715,038千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.9%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	101,945株	175,987株	—	277,932株

(注) 増加株式は、自己株式の取得によるものになります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	912,054千円
未払事業税	26,962千円
未払事業所税	13,687千円
未払賞与	65,647千円
資産除去債務	659,622千円
リース債務	106,588千円
退職給付費用	1,586千円
関係会社株式評価損	35,277千円
貸倒引当金	52,453千円
その他	55,875千円
小計	1,929,755千円
評価性引当額	△89,476千円
繰延税金資産(固定) 計	1,840,278千円

繰延税金負債(固定)

資産除去債務	293,296千円
リース資産	96,955千円
繰延税金負債(固定) 計	390,252千円
繰延税金資産(固定) の純額	1,450,026千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.59%
評価性引当額の増減額	20.73%
住民税均等割	6.85%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.76%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所持(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社渋谷	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 備品のリース 建築・内装工事の発注 衣裳の発注 建物管理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	668,053千円	未払金	118,704千円
子会社	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 債務保証 資本の賃貸業 債務保証 委託	資金の貸付	200,000千円	関係会社 短期貸付金	159,000千円
				貸付利息	12,810千円	関係会社 長期貸付金	983,000千円
				債務保証	309,860千円	—	—

(取引条件および取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。
 2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。
 3. 債務保証については金融機関からの借入金に対して行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 585円16銭
 2. 1株当たり当期純利益金額 13円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資金の借入)

当社は、2020年4月21日および2020年5月26日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、資金の借入を実行しました。当該借入の内容は次のとおりであります。

1. 資金の借入の理由

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を鑑み、手元資金を厚くしておくことで経営の安定性を高めることを目的としております

2. 資金の借入の概要

- (1) 借入先 : 株式会社三井住友銀行 他
- (2) 借入総額 : 3,250百万円
- (3) 借入金利 : 基準金利+スプレッド
- (4) 借入時期 : 2020年4月、2020年5月
- (5) 借入期間 : 1~10年
- (6) 担保等の有無 : 無担保・無保証

(追加情報)

(会計上の見積もり)

新型コロナウイルス感染拡大の状況および、政府より発令された緊急事態宣言による外出自粓要請等を受け、当社は対象エリアの直営施設を臨時休業しておりました。

その後、緊急事態宣言が全国へ拡大されたことに対応し、当社が運営する全施設を当面の間、臨時休業することにいたしました。

当該状況は、収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考えております。当事業年度末における当社の翌期以降の業績に与える新型コロナウイルス感染拡大の影響については、2020年6月頃まで継続し、2020年7月以降は緩やかに回復し、2020年秋頃に収束に向かうと想定しております。

す。また新型コロナウイルスの感染リスクの拡大により2020年2月以降に予定されていた挙式披露宴のうち、一定数が延期していることにより、例年と比較して受注残高が積み上がっておりま

当社は、当事業年度末においては上記の仮定条件に基づいて固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性など様々な会計上の見積りを行っております。この結果、関係会社株式評価損115,209千円、貸倒引当金繰入額151,937千円を計上しております。また198,364千円の減損損失を計上したことにより、累計で715,038千円の減損損失を計上しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 エスクリ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 萬政広 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 エスクリ
取締役会御中

有限責任監査法人 トマツ所
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 篠 原 孝 広 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 広 政 印

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌクリの2019年4月1日から2020年3月31までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそなへんは、監査の結果を公表するものである。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

◎ 異言者視点に対する社呑目並じて監査役の監査意見は、
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人報告は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社エスクリ 監査役会

常勤監査役 秋山 逸郎 

社外監査役 中山 寿英 

社外監査役 吉澤 尚 

以上

別紙3 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事 業 報 告

[2019年4月1日から
2020年3月31日まで]

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、2012年11月を底に緩やかな景気回復を続けており、これまでの戦後最長の景気回復期(第14循環:2002年2月-2008年2月までの73か月)と回復期間の長さでは並んだ可能性があります。

2018年4月以降の実質GDP成長率の動向を見ると、2018年4-6月期は個人消費や設備投資の増加を中心に前期比0.7%増と高めの伸びとなり、7-9月期は、相次ぐ自然災害による生産・物流の滞りや客足の減少を背景に消費が減少し、輸出も減少したことなどにより0.6%減となりましたが、自然災害等の一時的な影響を除けば消費や設備投資など内需を中心とした緩やかな成長が続いている。他方、輸出については、これまで高い伸びを続けたスマートフォンやデータセンター向け需要の一服から情報関連財輸出の増勢が鈍化し、中国経済の持ち直しの動きに足踏みがみられることによる資本財受注の弱まりもみられることから、基調としても横ばいとなっています。

緩やかな景気回復が続く中で、一国の総需要(実際のGDP)と景気循環の影響を均してみた平均的な供給力(潜在GDP)との差であるGDPギャップは、2017年以降、プラス傾向(需要超過)となっています。潜在GDPの成長率は1%程度であり、実際のGDP成長率はそれを上回る傾向にあります。GDPギャップがプラス傾向にある中、生産性を高めることにより潜在成長率を引き上げていくことが課題となっています。

このような情勢下におきまして当社は、既存施設のリニューアルの実施等により、反響・電管数が好調に推移したことに加え、業務効率化に伴い生産性の向上により販売費及び一般管理費が減少いたしました。また、グループ経営体制強化を図る当社の完全親会社である株式会社エスクリと業務上の連携を強め、当社各事業所の統制化・秩序化と業務効率化をすすめてきました。

この結果、売上高2,706,363千円、営業利益は37,973千円、経常利益27,006千円、当期純利益は30,515千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、実施いたしました当社の設備投資の総額は、361,554千円で、その主なものは、店舗改修費用であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、株式会社エスクリより200,000千円の借入による資金調達を行っております。

返済につきましては、当事業年度において約定どおりの返済で295,324千円の返済を行っております。

(4) 対処すべき課題について

① 受注率および施行件数の向上

国内のブライダル市場は、近年問題視されている生涯未婚率の上昇をはじめ、結婚するにあたっても「なし婚」「なしなし婚」という挙式や披露宴を行わない夫婦が増えてきてお

り、不況に強いと言われてきた市場ではあるものの、その展望は決して明るいとはいえない状況です。

このような状況のもとで、当社は人的リソース不足解消による接客機会ロスの減少、新規成約率の向上、施行キャンセル率の低減を引き続き命題のひとつとして据え、各事業所単位での受注率および施行件数の向上に取り組んでまいります。

② 内部管理体制の充実および全体の統制化・秩序化

当社は設立以降段階的に各事業所の買収を行ってきており、各々が当初は別会社として運営されていたことから、内部管理体制の充実をはじめ、各事業所における業務フロー等の統制化、秩序化に取り組んできました今日において、当社全体の統制化はある程度整備され、グループ経営推進体制の強化を図る当社の完全親会社である株式会社エスクリと連携し、株式会社エスクリとの包括的かつ統一的な内部管理体制、業務フロー等を整備していくフェーズに及んだと認識しております。

今後も引き続き、当社の業績ひいては連結グループ全体の業績最大化に向けて、包括的に統制のとれた業務体制を整備するよう取り組んでまいります。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,000株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株 主 名	所有株式数	持株比率
株 式 会 社 エ ス ク リ	10,000株	100%

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	渋谷 守浩	株式会社エスクリ 代表取締役社長
代表取締役	岩本 博	株式会社エスクリ 代表取締役会長
取締役	吉瀬 格	株式会社エスクリ 執行役員
監査役	秋山 逸郎	株式会社エスクリ 常勤監査役

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の地位	氏 名	退任日付
該 当 な し		

以 上

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流动資産	351,818,697	流动負債	583,057,562
現金及び預金	312,415,169	買掛金	123,323,314
売掛金	5,466,959	1年内返済予定の長期借入金	109,040,000
商品及び製品	832,312	リース債務	30,833,934
原材料及び貯蔵品	6,487,632	未払金	72,648,496
前払費用	17,977,228	未払費用	51,251,828
その他	10,955,447	未払法人税等	0
貸倒引当金	▲ 2,316,050	未払消費税等	14,858,200
固定資産	2,194,298,275	前受金	171,546,377
有形固定資産	1,915,702,198	預り金	6,423,598
建物	1,027,314,976	その他	3,131,815
構築物	51,067,609	固定負債	1,841,199,858
機械及び装置	1	社債	0
車両運搬具	2,585,064	長期借入金	1,342,820,000
工具、器具及び備品	83,088,806	リース債務	154,186,148
リース資産	179,800,511	資産除去債務	333,916,710
土地	569,172,231	繰延税金負債	0
建設仮勘定	2,673,000	その他	10,277,000
無形固定資産	541,382	負債合計	2,424,257,420
ソフトウエア	310,201	純資産の部	
のれ	231,181	株主資本	243,995,627
リース資産	0	資本金	100,000,000
その他の資産	0	資本剰余金	20,000,000
投資その他の資産	278,054,695	その他資本剰余金	20,000,000
投資有価証券	4,129,376	利益剰余金	123,995,627
関係会社株式	0	その他利益剰余金	123,995,627
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	123,995,627
敷金及び差入保証金	202,292,663	自己株式	0
繰延税金資産	69,622,656	評価・換算差額等	▲ 122,136,075
その他の資産	2,010,000	新株予約権	0
貸倒引当金	0	純資産合計	121,859,552
資産合計	2,546,116,972	負債純資産合計	2,546,116,972

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)

(2020年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額
売上高	2,706,363,250
売上原価	1,441,533,530
売上総利益	1,264,829,720
販売費及び一般管理費	1,226,855,801
営業利益	37,973,919
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	150,948
(受取利息)	3,208
(受取配当金)	147,740
受取賃貸料	0
貸倒引当金戻入益	0
その他	11,110,779
	11,261,727
営業外費用	
支払利息	17,577,299
金融手数料	0
支払手数料	0
その他	4,652,250
	22,229,549
経常利益	27,006,097
特別利益	
新株予約権戻入益	0
特別損失	
減損損失	2,958,622
関係会社株式評価損	0
その他	0
	2,958,622
税引前当期純利益	24,047,475
法人税、住民税及び事業税	2,227,103
法人税等調整額	▲8,695,215
当期純利益	▲6,468,112
	30,515,587

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)

(2020年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金	株主資本					
		資本剰余金	利益剰余金	その他	自己株式	株主資本合計	
資本準備金	資本剰余金合計	利益剰余金 繙越利益 剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000,000	0	20,000,000	93,480,040	93,480,040	0	213,480,040
当期変動額							
新株の発行	0	0	0		0		0
剰余金の配当			0		0		0
当期純利益			0	30,515,587	30,515,587		30,515,587
自己株式の取得			0		0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			0		0		0
当期変動額合計	0	0	0	30,515,587	30,515,587	0	30,515,587
当期末残高	100,000,000	0	20,000,000	123,995,627	123,995,627	0	243,995,627

	評価・換算差 額等	純資産合計
当期首残高		213,480,040
当期変動額		
新株の発行		0
剰余金の配当		0
当期純利益		30,515,587
自己株式の取得		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	▲ 122,136,075	▲ 122,136,075
当期変動額合計	▲ 122,136,075	▲ 91,620,488
当期末残高	▲ 122,136,075	121,859,552

商号：
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

個別注記表

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

I. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

③たな卸資産

原材料および貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

721,764千円

III. 損益計算書に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
セントミッシェル ガーデンウェディング (福井県越前市)	事業用資産	建物・構築物他	2,958千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最少単位として事業拠点毎に資産のグレーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物構築物	1,502千円
工具、器具及び備品	1,456千円
合計	2,958千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能額を零として評価しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,000株	-株	-株	10,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

配当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

V. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(固定)

繰越欠損金	1,406千円
未払賞与	4,098千円
資産除去債務	155,788千円
減価償却超過額	359,037千円
法定福利費	655千円
敷金	1,520千円
電話加入権	201千円
リース債務	62,129千円
繰延税金資産(固定) 小計	584,963千円
評価性引当額	△414,526千円
繰延税金資産(固定) 合計	170,436千円

繰延税金負債(固定)

リース資産	60,250千円
資産除去債務	38,249千円
未払利息否認	1,602千円
未払事業税	584千円
繰延税金負債(固定) 合計	100,687千円
繰延税金資産(固定) の純額	69,749千円

(2) 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等	1.97%
住民税均等割	9.46%
評価性引当額の増減額	△71.86%
税率変更差異	△0.03%
その他	△0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△26.61%</u>

VI. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	12,185円96銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	3,051円56銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年5月29日

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

常勤監査役 秋山 逸郎 ㊞

以上